

第3回「今後の法面对策のあり方検討会」の開催結果について

1 要旨

平成30年6月に発生した一般国道191号の道路法面崩壊や、平成30年7月豪雨を踏まえ、広島県の道路法面における当面の対策及び中・長期的な対策について検討することを目的に設置した「今後の法面对策のあり方検討会」について、第3回検討会を開催したのでその結果について報告する。

2 開催概要

- (1) 日 時：令和元年12月2日（月）13：30～15：00
- (2) 場 所：広島YMCA本館408号室
- (3) 構成委員：裏面参照

3 開催結果

第3回検討会において、点検、監視体制の充実やハード対策の進め方など、法面整備方針をとりまとめるとともに、検討会で得られた知見を広く県民や道路利用者へ周知することなど、今後の法面对策のあり方に関する提言が示された（別紙参照）。

4 法面整備方針について

(1) 対象斜面

- ・対象斜面：11,682箇所
 - ・「斜面勾配（50度以上）」「斜面高さ（5m以上）」から抽出した斜面：9,005箇所
うち、健全度Ⅲ・Ⅳ（裏面参照）と判断された斜面：941箇所
 - ・既存LPデータにより明らかとなった残存リスクのある背後斜面：4,129箇所
- | | | |
|----------------------|---------|---------------------|
| 「斜面勾配」「斜面高さ」から抽出した斜面 | 9,005箇所 | （重複1,452箇所） |
| | | 残存リスクのある背後斜面4,129箇所 |
- ←————— 整備方針の対象斜面 11,682箇所、L=1,140km —————→

(2) 適切なソフト対策の実施

- ・斜面の点検、監視体制の強化・確立
健全度Ⅲ・Ⅳと判断された斜面に加えて、健全度Ⅱの斜面のうち、落石・法面崩壊の恐れのある斜面については、新技術の活用などにより点検、監視を多頻度化、高度化するなど重点監視を行う。
残存リスクのある背後斜面については、現地での安定度調査を実施したうえで、その他の斜面と合わせて点検・監視体制の体系化を図る。
- ・道路利用者への危険の周知
今回の検討結果を反映した走行注意区間の見直しを行う。
事前通行規制のあり方について、国の動向も注視し、規制のあり方を引き続き検討していく。
※点検、監視体制の強化は、現在公募中の「法面崩落の予測」で提案された技術の活用を検討する。

(3) ハード整備の手法

- ・「斜面勾配」「斜面高さ」から抽出した斜面のハード対策
健全度Ⅳと判断された斜面については速やかに対策を実施するとともに、健全度Ⅲと判断された斜面については、緊急輸送道路または被災時に影響の大きい路線の整備を優先的に実施していく。
- ・残存リスクのある背後斜面のハード対策
緊急輸送道路または被災時に影響の大きい路線において、ロックネット等による被害軽減対策を基本として整備を進め、安全度の底上げを図る。なお、来年度から現地での安定度調査を実施し、リスクの大小に応じた対策も検討する。
※上記について、5年間で重点的に対応する。

5 今後について

この度とりまとめた法面整備方針及び提言を踏まえ、ソフト、ハード両面から計画的に法面对策を実施していく。

【今後の法対策のあり方検討会 構成委員】

所属	役職	氏名
広島大学 防災・減災研究センター	特任教授	つちだ たかし 土田 孝
広島大学大学院 総合科学研究科	教授	かいほり まさひろ 海堀 正博
広島工業大学 工学部環境土木工学科	教授	もりわき たけお 森脇 武夫
福山大学 工学部建築学科	教授	たなべ かずやす 田辺 和康
呉工業高等専門学校	教授	しげまつ たかひさ 重松 尚久
国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 道路基盤研究室	室長	わたなべ かずひろ 渡邊 一弘
国立研究開発法人 土木研究所 地質地盤研究グループ	上席 研究員	あさい けんいち 浅井 健一

オブザーバー

所属	役職	氏名
国土交通省 中国地方整備局 道路部	地域道路 調整官	わだ まさや 和田 昌也

【健全度評価基準】

判定区分	I 健全	II 経過観察段階	III 早期措置段階	IV 緊急措置段階
判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 変状なし。 変状があっても、道路機能に支障が生じておらず、対策が必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 変状が確認され、変状の進行度合いの観察が必要な場合。 道路機能に支障が生じていないが、詳細調査や定期観察が望ましい状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 変状が確認され、現状では道路機能に支障は生じていないが、今後支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講じることが望ましい状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路機能に支障がすでに生じている。 変状が著しく、大規模な崩壊に繋がる恐れがあると判断され、緊急的な措置が必要な状態。

今後の法面对策のあり方に関する提言

1. 今後のハード対策について

- 健全度Ⅳと評価した箇所については、速やかに対策を講じる必要がある
- 健全度Ⅲと評価した箇所については、緊急輸送道路や被災時に影響の大きい路線の整備を優先的に進める必要がある
- 斜面上部の土石流や落石発生源となる恐れのある箇所については、現地での安定度調査を実施し、緊急輸送道路や被災時に影響の大きい路線において、被害軽減対策を基本として整備を進め、安全度の底上げを図る必要がある
- 整備までに時間を要する箇所については、点検・監視体制を充実させるなど、適切な対応を行う必要がある

2. 適切なソフト対策の実施について

- 落石・法面崩壊の恐れのある箇所については、新技術の活用などにより点検、監視を多頻度化、高度化するなど、検討会で得られた知見を踏まえ危険度に応じた点検・監視体制を確立させ、体系化する必要がある
- 走行注意区間や事前通行規制区間などの既存ソフト施策について、引き続き検討会で得られた知見を基に検証し、平成30年7月豪雨なども踏まえ必要に応じて見直しを図る必要がある
- 検討会で得られた知見を他の道路管理者と情報共有し今後の法面对策において連携を図る必要があるとともに、広く県民や道路利用者に周知するなどし、安全意識の啓発を図る必要がある

令和元年12月2日
「今後の法面对策のあり方検討会」